# 平成22年度 総合政策局関係予算概要

平成22年1月

国土交通省総合政策局

Ι.	基本的考	え方	- 1
ΙΙ.	平成 2 2	年度総合政策局関係予算総括表	. 2
Ш.	主要事項		- 4
1	. 成長力	の強化	<del>-</del> 6
	(1) #	也域の自立・活性化	6
	(2) 趸	<b>津</b> 設業の活力回復	. 7
	(3) 消	毎洋立国の推進	- 10
	(4)	国際競争力の強化	· 13
	(5) \$	勿流の効率化	- 19
2	2. 安全•	安心で豊かな社会づくり	20
	(1) 4	<b>生活者の視点に立った安心施策の展開</b>	20
	(2) 岁	安全・安心な地域づくり	- 22
5	3. 地球環	境時代に対応したくらしづくり	- 24
	(1) 湛	温暖化対策や健全な国土に向けた取組	24
	(2) 劈	環境を優先した選択の支援・促進	26
	(3) #	他球環境時代の技術開発・国際貢献	28

# I. 基本的考え方

#### 【総合政策局の役割】

・国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整備や 交通政策の推進等を担う国土交通行政は、国民の日常生活や経済活動にとって 欠くことのできないものであり、総合政策局は、こうした国土交通行政に係る 総合的かつ基本的な施策の企画・立案等を推進している。

#### 【時代認識を持った対応】

- ・我が国を取り巻く社会経済環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、地球環境問題の深刻化、急速な経済のグローバル化、環境や景観の重視など、大きく変化している。これらの変化に対応して、
  - 〇成長力の強化
  - 〇安全・安心で豊かな社会づくり
  - ○地球環境時代に対応したくらしづくり
  - 等を実現していくことが求められている。

#### 【平成22年度予算の重点項目】

- ・こうした状況を踏まえ、平成22年度総合政策局関係予算については、これらの課題のうち緊急かつ計画的な対応を要する下記の事項について重点的に推進する。
  - (1)地域の自立・活性化
  - (2) 建設業の活力回復
  - (3) 海洋立国の推進
  - (4) 国際競争力の強化
  - (5)物流の効率化
  - (6) 生活者の視点に立った安心施策の展開
  - (7)安全・安心な地域づくり
  - (8)温暖化対策や健全な国土に向けた取組
  - (9)環境を優先した選択の支援・促進
  - (10) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

#### 総合政策局関係予算額

行政経費 107億円(対前年度比:0.92倍)

# Ⅱ. 平成22年度総合政策局関係予算総括表

(単位:百万円)

	国 費			
	22 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)	
I. 主要事項	6, 606	7, 268	0. 91	
1. 成長力の強化	5, 957	6, 659	0. 89	
(1)地域の自立・活性化	4, 044	4, 849	0.83	
(2)建設業の活力回復	1, 276	1, 081	1. 18	
(3) 海洋立国の推進	64	74	0. 87	
(4) 国際競争力の強化	416	458	0. 91	
(5)物流の効率化	157	197	0. 80	
2. 安全・安心で豊かな社会づくり	244	356	0. 69	
(1)生活者の視点に立った安心施策の展開	149	199	0. 75	
(2)安全・安心な地域づくり	95	157	0. 61	
3.地球環境時代に対応したくらしづくり	405	253	1. 60	
(1)温暖化対策や健全な国土に向けた取組	222	43	5. 15	
(2)環境を優先した選択の支援・促進	45	80	0. 57	
(3)地球環境時代の技術開発・国際貢献	138	130	1. 06	
_Ⅱ. その他の行政経費	4, 073		0. 94	
1. システム保守管理経費、統計経費等 2. その他の経費	2, 777 1, 296	2, 819 1, 524	0. 99 0. 85	
	10, 679	11, 611	0. 92	

<sup>(</sup>注) 端数処理のため計算が合わない場合がある。

		` '	・四・日の11/
		国 費	1
	22 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
I. 主要事項	6, 606	7, 268	0. 91
	·		
1. 成長力の強化	5, 957	6, 659	0. 89
(1)地域の自立・活性化	4, 044	4, 849	0. 83
・地域公共交通活性化・再生総合事業の推進	4, 020	4, 400	0. 91
(2) 建設業の活力回復	1, 276	1, 081	1. 18
・建設業の活力回復の推進	1, 101	846	1. 30
(3)海洋立国の推進	64	74	0. 87
・200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定	13	0	-
(4) 国際競争力の強化	416	458	0. 91
・官民連携による海外交通プロジェクトの推進	195	0	-
・わが国の建設技術基準等のスタンダード化による関連技術の海外 展開促進	12	0	-
・官民連携によるわが国建設技術の海外展開支援事業	10	9	1. 11
・我が国建設業の国際競争力の強化	55	105	0. 52
・建設企業海外受注プロジェクト対策経費	14	0	-
・地方・中小建設企業の海外進出支援事業	18	0	-
(5)物流の効率化	157	197	0. 80
・多様な関係者の連携による物流効率化推進事業	108	121	0. 90
2. 安全・安心で豊かな社会づくり	244	356	0. 69
(1)生活者の視点に立った安心施策の展開	149	199	0. 75
・賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費	54	0	-
・バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の 推進	51	60	0. 86
(2)安全・安心な地域づくり	95	157	0. 61
・運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進	31	0	0.01
・運輸安全マネジメント制度の充実・強化	31	44	0. 70
3. 地球環境時代に対応したくらしづくり	405	253	1. 60
(1)温暖化対策や健全な国土に向けた取組	222	43	5. 15
・生物多様性条約第10回締約国会議に係る関連経費	203	0	-
・公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費	3	0	-
  (2)環境を優先した選択の支援・促進	45	80	0. 57
・建設分野におけるリサイクルの推進	9	0	-
・建設機械施工における低炭素化技術の普及促進	18	0	-
(3)地球環境時代の技術開発・国際貢献	138	130	1.06
・アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的 な推進強化	60	0	-
Ⅱ.その他の行政経費	4, 073	4, 343	0. 94
・システム保守管理経費、統計経費等	2, 777	2, 819	0. 99
・その他の経費	1, 296	1, 524	0. 85
습 計	10, 679	11, 611	0. 92
- "	12,373	11, 217	

# Ⅲ. 主要事項

# 1. 成長力の強化

- (1)地域の自立・活性化
  - ○地域公共交通活性化・再生総合事業の推進【継続】
- (2)建設業の活力回復
  - ○建設業の活力回復の推進【新規・拡充】
- (3)海洋立国の推進
  - ○200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定 【新規】
- (4) 国際競争力の強化
  - ○官民連携による海外交通プロジェクトの推進【新規】
  - ○わが国の建設技術基準等のスタンダード化による関連技術の海外 展開促進【新規】
  - ○官民連携によるわが国建設技術の海外展開支援事業【拡充】
  - ○我が国建設業の国際競争力の強化【拡充】
  - ○建設企業海外受注プロジェクト対策経費【新規】
  - ○地方・中小建設企業の海外進出支援事業【新規】
- (5)物流の効率化
  - ○多様な関係者の連携による物流効率化推進事業【継続】

# 2. 安全・安心で豊かな社会づくり

- \_(1) 生活者の視点に立った安心施策の展開
  - ○賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費【新規】
  - ○バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 【継続】
- (2) 安全・安心な地域づくり
  - ○運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進【新規】
  - ○運輸安全マネジメント制度の充実・強化【継続】

# 3. 地球環境時代に対応したくらしづくり

- (1)温暖化対策や健全な国土に向けた取組
  - ○生物多様性条約第10回締約国会議に係る関連経費【新規】
  - ○公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費【新規】
- (2)環境を優先した選択の支援・促進
  - ○建設分野におけるリサイクルの推進【新規】
  - ○建設機械施工における低炭素化技術の普及促進【新規】
- (3) 地球環境時代の技術開発・国際貢献
  - ○アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な 推進強化【新規】

# 1. 成長力の強化

# (1) 地域の自立・活性化

地域公共交通活性化・再生総合事業の推進【継続】

(交通計画課)

#### 予算額 4.020百万円

・地域公共交通活性化・再生法の趣旨に基づき、関係自治体、交通事業者、 住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域を重 点的に支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を着実に推進する。

#### 〈内 容〉

・地域公共交通を巡る情勢は厳しさを増していることを踏まえ、平成19年 10月より施行されている地域公共交通活性化・再生法を活用して、鉄道、 コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等多様な地域公共交通の活性 化・再生に取り組む地域の法定協議会に対し、パッケージで一括支援する 「地域公共交通活性化・再生総合事業」を着実に推進することにより、地 域の創意工夫ある自主的な取組を積極的に支援する。また、地域の自立に 向けた効果的・効率的な事業の実施を図るため、地域公共交通の自立のた めのガイダンス策定、人材育成・情報提供等を実施する。

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

市町村 道路管理者

協議会

「地域公共交通活性化・再生法(平成19年10月1日施行)」の法定協議会 公安委員会

公共交通事業者

地域公共交通総合連携計画

うち協議会が取り組む事業

#### 地域公共交通活性化 · 再生総合事業計画

#### 【事業例】

- ◇鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
- ◇コミュニティバス・乗合タクシー、路線バス 活性化の実証運行
- ◇コミュニティバス・乗合タクシーの導入の 車両整備等
- ◇旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の 実証運航
- ◇鉄道、バス、旅客船、地域航空の利用促進 活動等(広報、イベント等)
- ◇乗継円滑化(乗継情報等の情報提供、 ICカード導入等)
- ◇LRV(低床式軌道車両)の導入 など







#### 協議会に対して支援

学校·病院等(住民

#### 補助率

①「地域公共交通総合連携計画」 (法定計画)策定経費

定額

- ②総合事業計画に定める事業に要する 経費
- ·実証運行(運航) 1/2
- ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3)

#### 制度の特徴

- 計画的取組の実現
- ・協議会の裁量確保
- ・地域の実情に応じた支援の実現
- ・事業評価の徹底

·平成20年度取組実績

249件(①調査事業 168件 ②計画事業 81件)

•平成21年度取組実績(平成21年12月22日現在) 363件(①調査事業 108件 ②計画事業 255件) ※全国486市町村で実施

# (2)建設業の活力回復

・地域の経済社会を支える建設業は現在、極めて厳しい経営環境にあることから、建設企業が安定的に経営できるよう、下請建設企業支援や取引・契約の適正化を推進する。また、建設生産物の品質を確保するため、建設企業の「施工力(経営力、企業力、人材力)」の強化を促進する。

#### 建設業の活力回復

#### 建設業をとりまく課題

・厳しい経営環境

・対等性、透明性を欠く取引慣行の存在

・厳しい労働環境

#### 下請建設企業支援

- 〇下請債権保全支援
  - ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権をファクタリング会社が保証する際、保証料負担 の助成等により、下請代金等債権の保全を支援

#### 取引・契約の適正化

- ○建設工事における取引慣行の構造改善
  - ・「建設業取引適正化センター」を引き続き運営し、受発注者間のトラブルの迅速かつ円滑な解決を図る。
- ・発注者と受注者の間に立つ公正・中立な第三者の活用の検討を行う。

#### 建設企業の施工力の強化

#### 建設業の経営力・企業力の強化

- 〇建設業のIT導入支援 地域の建設企業のグループによるCI-NET等のIT導入を支援。
- 〇建設業総合経営相談

#### 建設業の人材力の強化

○地域の建設企業と工業高校等が連携して、将来の人材の確保・育成を図る取組を支援。

経営革新や成長分野展開などの経営相談をはじめ必要な情報の提供等を実施。

# 建設業の活力回復の推進【新規・拡充】

(建設市場整備課、建設業課)

#### 予算額 1,101百万円

<内容>

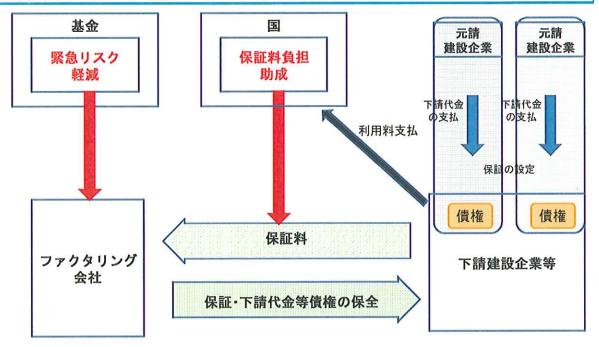
#### ①下請債権保全支援事業

予算額 810百万円

・下請建設企業等の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権をファクタリング会社が保証する際、保証料負担の助成を実施し、下請代金等債権の保全を支援する。(ファクタリング会社への損失補償の支援のための予算については、平成21年度第2次補正予算において措置。)

# 下請債権保全支援事業

- 下請建設企業・資材業者の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が、下請建設企業等の元請建設企業に対して有する債権について保証し、元請建設企業からの債権回収が困難となった際、下請建設企業等に代位弁済して、下請代金等債権を保全。
- 下請建設企業等が保証を利用しやすくするよう、保証料負担に対し助成するとともに、ファクタリング会社のリスクを軽減する損失補償を実施し、下請建設企業等を支援。
- 〇 平成23年3月31日までの時限措置。



#### ②取引・契約の適正化

予算額 80百万円

- ・昨今の建設工事の受発注に関するトラブル等の相談が依然として多く寄せられている現状に鑑み、「建設業取引適正化センター」を引き続き運営し、 受発注者間のトラブルの迅速かつ円滑な解決を図る。
- ・これに加えて、発注者と受注者が対等の立場に立って交渉することができるよう、発注者と受注者の間に立つ公正・中立な第三者の活用について、当事者特に発注者の理解を促進する方策の検討、第三者の選定及び派遣の実施等を行う。

#### ③施工力の強化

予算額 188百万円

- ・建設業の施工力は、経営力、企業力、人材力に基づくものである。しかしながら、昨今の経営環境の悪化が労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化も相まって人材の確保・育成が一層困難な状況となっている。この結果、「施工力」の低下とこれに伴う建設生産物の品質の低下が懸念されている。
- ・このため、建設業の企業間取引を電子化する CI-NET などの I T導入に向け、 相当数以上の企業が協議会を設置し、共同して、試験的導入、効果及び課題 の検討を行う取組を支援し、企業間取引及び業務の効率化・適正化・高度化 を図る。
- ・経営革新や成長分野展開などの経営相談をはじめ必要な情報の提供等 を実 施。
- ・<u>地域の建設企業と工業高校等が連携して、将来の人材の確保・育成を図る</u> 取組に対して支援を行う。

#### 現状と課題

〇昨今の経営環境の悪化が、技術者の賃金や労働環境等、労働条件の更なる悪化を招き、少子高齢化も相まって人材の確保・育成が一層困難な状況にある。

「施工力」の低下とこれに伴う建設生産物の品質の低下が懸念

# 建設業の経営力・企業力

#### ◇建設業IT導入支援事業

〇中堅建設企業を核とする相当数以上の企業グループによる、CI-NET等のITの試験的導入に対する 支援

#### ◇建設業総合経営相談事業

○経営革新や成長分野展開などの経営相談をはじめ必要な情報の提供等を実施。

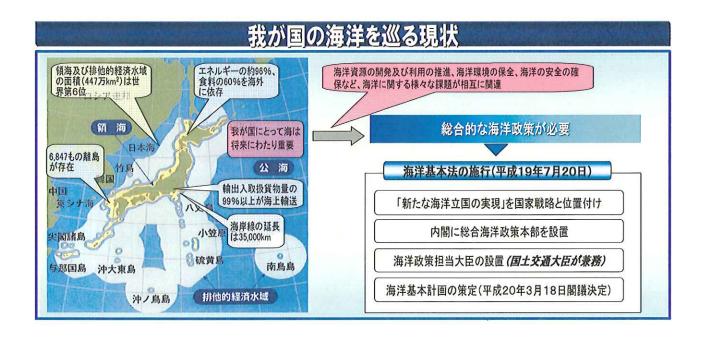
#### 建設業の人材力

#### ◇建設業人材力強化促進事業

〇地域の建設企業と工業高校等が連携した将来の人材の確保·育成を図る取組 ・建設企業の技術者・技能者による生徒への実践的指導や企業実習を実施等

# (3)海洋立国の推進

・平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画において、海上輸送の確保、 海洋産業の振興、海洋環境の保全、海洋の安全の確保、排他的経済水域等の 開発等の推進、離島の保全など、国土交通省の取り組むべき海洋政策が多岐 にわたり盛り込まれた。総合政策局においても、関係各局の進める施策と一 体となって海洋政策を中長期的展望に立って着実かつ積極的に推進し、四面 環海の我が国における新たな海洋立国を実現する。



# 新たな海洋立国の実現に向けた取組

#### 【基本理念】

#### 海洋基本法

- ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ②海洋の安全の確保
- ③科学的知見の充実
- ④海洋産業の健全な発展

- ⑤海洋の総合的管理
- ⑥国際的協調

#### 海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)

〇沿岸域の総合的管理

#### 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 〇海洋環境の保全等
- 〇海上輸送の確保
- 〇海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- 〇海洋の安全確保
- 〇離島の保全等
- 〇海洋調査の推進
- ○国際的な連携の確保及び国際協力の推進等



# 国土交通省の主要施策

- 1. 安定的な海上輸送確保 ~経済活動や国民生活の水準の維持・向上のために~
  - 〇海上交通の低炭素化等総合事業の創設
  - 〇船員の確保・育成及び雇用の安定を図るための各種対策
  - 〇スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化
- 2. 海洋の安全の確保 ~平和と安全の確保並びに自然災害への対策のために~
  - ○安全安心な海の実現に向けた海上保安体制の充実強化

(しきしま級巡視船の整備、巡視船艇・航空機等の緊急整備 等)

- 〇ソマリア・アデン湾における海賊対策
- 〇安全・安心で効率的な海上交通の実現
- 〇ふくそう海域での事故半減をめざす ICT を活用した新たな安全システムの構築
- ○マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策
- 〇海上輸送・船舶の安全性確保・向上
- [3. 海洋調査の推進 | ~海洋状況把握・変化予測や海洋の資源・産業・環境保全等のために~
  - ○海洋調査の推進及び海洋情報の管理・提供体制の整備
  - 〇高精度海洋観測の実施
- 4. 広大な海洋の管理 ~広大な管轄海域とその安全・利用・環境等のために~
  - ○200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定
  - 〇遠隔離島における活動拠点の整備
  - 〇外洋上プラットフォームの研究開発
  - 〇沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討
  - ○離島地域・奄美群島・小笠原諸島の振興

(社会資本整備、離島の活力再生支援事業、新しい離島振興策に関する調査)

- 〇離島航路の維持・構造改革
- |5. 海洋環境の保全 |

~海洋の恵沢を持続的に享受し続けていくために~

〇海洋環境イニシアティブ

(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発、海上輸送の環境性能向上のための総合対策等)

- 〇船舶油濁損害対策の推進
- ○漂流・漂着ゴミ対策の推進
- 〇総合的な土砂管理の取組の推進
- 〇海洋に流入する汚濁負荷の下水道による削減

新たな海洋立国の実現

# 〇 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョンの策定 【新規】 (海洋政策課)

# 予算額 13百万円

・21世紀のわが国の持続的な発展のためには、世界で6番目に広大なわが 国200海里海域における海洋資源や空間を有効に活用する必要があるこ とから、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、<u>適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点のあり方をまとめたビジョン</u>(海洋マネジメントビジョン)を策定する。

#### <内 容>

・200海里海域における地質、気象・海象、海洋資源、船舶交通等の各情報を整理し、海洋の現況図の作成を行うとともに、関係省庁、学識経験者、 民間等から構成される検討委員会を設置し、<u>外洋海域における管理拠点の</u> モデルケースや、海洋マネジメントビジョンの策定に向けた検討を行う。

# 200海里海域の特性に応じた海洋マネジメントビジョン



# <u> 2 1 世紀の海洋マネジメントビジョンの検討</u>



#### 施策の内容

- ・地質、気象・海象、海洋資源、船舶交通等の各情報を整理し、海洋の現況図を作成
- ・外洋海域における管理拠点のモデルケースの検討
- ・海洋マネジメントビジョン(わが国200海里海域全体を俯瞰し、海域毎の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うための拠点のあり方等をまとめたビジョン)の策定に向けた検討

# (4) 国際競争力の強化

〇 官民連携による海外交通プロジェクトの推進【新規】 ~日本の技術・産業の海外展開支援~

(国際業務室)

#### 予算額 195百万円

・経済のグローバル化が進む中で、米国・ブラジル等における高速鉄道整備 プロジェクトをはじめとする<u>海外における交通プロジェクトを官民連携の</u> もと積極的に推進する。

#### <内 容>

・我が国の優れた技術を活用した交通システムを世界に展開するため、一貫した戦略にもとづき、<u>相手国との協議・調整、技術面での協力、人材育成・技術移転などの環境整備を行う</u>とともに、<u>官民連携して多角的な活動</u>を実施する。

# 官民連携による海外交通プロジェクトの推進

#### 現状

- ◆交通インフラは、円滑・効率的な人流・物流を通じた経済発展に不可欠。
- ◆近年、新興経済国、経済発展著しい開発途上国、 さらには先進国において、交通プロジェクトに対し て、積極的な姿勢。
- ◆海外交通プロジェクトの推進方策が多様化(官民協働(PPP)、ODAにおける官民連携推進)。

#### 《主要な海外交通プロジェクト》

- 〇米国高速鉄道計画(全米で11路線の整備計画)
- ・2009年2月の日米首脳会談で日米両国政府による協力意向を表明
- ・米国政府が高速鉄道の戦略計画を発表(2009年4月)
- 〇伯国高速鉄道計画(リオデジャネイロ〜サンパウロ〜 カンピーナス間)
- ・日伯首脳会談で日本の新幹線技術導入について議論
- ○インドの貨物専用鉄道(DFC)建設計画(東西回廊全長 2,800km)、高速旅客鉄道構想、都市鉄道計画、物流効率化
- 〇中国高速鉄道計画(2020年までに16,000km整備)
- 〇アセアン諸国における高速鉄道計画、都市鉄道計画、 港湾整備計画
- 〇アフリカ諸国における港湾整備計画 等

#### 海外交通プロジェクト推進の意義

#### (我が国交通産業の競争力強化)

・我が国<u>交通関係産業の国際競争力を強化</u>し、<u>ビジネスチャンスを拡大</u>。また、<u>優れた技術力・ノウハウを継承・進化</u>。

#### (地球環境問題への対応)

・鉄道等をはじめとする環境にやさしい交通機関の整備を通じ、<u>地球環境問題への対応に貢献</u>。

#### (二国間関係の強化)

・国家の基盤となるインフラ整備を支援することで、相手国の経済社会の発展に寄与。<u>我が国のプレゼンスが向上</u>するとともに、<u>二国間関係の強化に貢献</u>。

#### 我が国技術・産業の海外展開のための環境整備

- 〇基盤づくり(技術基準策定支援、調査)
- 〇相手国への働きかけ(ハイレベル協議、普及啓発)
- 〇技術協力(人材育成、技術移転の体制構築)
- ○新たな協力分野の開拓

#### 官民連携して実施する多角的な活動

- 〇官民連携の場の設定
- 〇情報共有、戦略策定
- 〇プロジェクト構想の具体化
- 〇入札に向けた情報の補正・補完

# 予算額 12百万円

- 開発途上国や新興国で建設技術基準の整備が十分でない状況が、本邦企業 の海外展開の支障となっている。
- ・このため、現地での実証活動や、相手国の技術基準整備への支援等を通じ、 わが国の技術基準等(技術基準、規格、仕様書、マニュアル、ガイドライ ン等)のスタンダード化を促進することにより、わが国民間企業の有する 関連技術の進出を支援する。

#### <内 容>

- ・国内官民協議会を開催し、売り込み対象となる技術基準及び対象国の選定、 国別の売り込み戦略の検討等を実施。
- ・二国間会議、現地での実証活動等により、相手国におけるわが国の技術基 準等の優位性に対する認知を向上。
- ・わが国技術基準をベースとした相手国基準の作成支援等を実施。
- ・相手国の政府関係者、学識経験者、民間企業等の参加を呼びかけ、成果を 共有するための官民合同セミナーを開催。

#### · わが回の連設技術基準等のスタンダードはこ。る関連技術の海外展開促進

#### 技術基準等の整備に伴う海外展開の課題

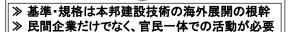
#### - 【新分野の建設技術の基準が未整備】--------

- ■新興国等が国家規格となる基準を初めて導入する る技術分野では、日欧等先進各国が独自規格を 売り込み。 日本規格のETC
- ■日本とは異なる基準が採尸 された場合、本邦建設技術 の市場進出は困難。

〈<u>例:ETCを含むITS技術〉</u> 日本、韓国、欧州が異なる 通信方式・規格を売り込み

#### :【わが国が有する最先端技術の活用】

- ■高度な下水処理膜などに代表さ高度処理が可能な処理服 れるわが国の水処理技術は、世 (日本製)使用の5過装置 界トップレベル。
- ■水不足が深刻な新興国等に こうした技術を売り込むためには、 ①再生水の利用可能性に関わる 認識の拡大
- ②利用用途にあった高い水質基 準の規定 が必須



#### スタンダード化による海外展開の促進

官民が連携し、現地実証活動等を通じた本 邦技術基準類のスタンダード化を推進。

#### :-- 【アクション】

官民協議会での情報分析・戦略検討

現地実証活動(実機展示、社会実験)

相手国の技術基準等整備への支援

相手国内での官民合同セミナーの開催

#### ·---【分野·対象国】 ------

#### ■ITS-ETC

■水資源・下水道 ・ベトナム [水ビジネス]

「・中国 マレーシア

・サウジアラビア

#### ■建築物耐震·環境

- 南西アジア

] · 南米太平洋岸諸国等

#### わが国建設技術基準等のスタンダード化

邦 企業 の 有する 関 連 泛技術 の 層 の 海外 展 開 を促進

等

# 〇 官民連携によるわが国建設技術の海外展開支援事業【拡充】

(国際建設推進室)

#### 予算額 10百万円

- ・長大橋や沈埋トンネル、都市内幹線道路整備など、大規模かつ特殊な海外建設プロジェクトについては、発注機関の技術的な理解が欠如し、事業実施体制も不十分な場合が多く、工事を受注するわが国建設企業と発注機関との間で、工期の長期化や費用の増大等に係る対立が多く発生。
- ・こうした問題の早期解決、未然防止を図るため、大規模特殊工事のうち、 ①施工技術・施工管理マネジメントに係る相談が「海外建設ホットライン」 に寄せられ、問題の長期化・深刻化が予想される案件や、②わが国建設企業 の受注が確定している案件を対象に、相手国発注機関の技術的理解を促進す るためのセミナーを開催し、プロジェクトの円滑実施を支援する。

#### <内 容>

- ・相手国政府の担当官を対象に、<u>高度な施工技術や施工管理マネジメントに</u> 関し、当該技術の専門家による講義を実施。
- ・併せて、関連する国内現場の訪問、発注者・受注者等関係者との意見交換 等により、個別技術や事業執行に関する理解の促進を図る。

# 官民連携によるわが国建設技術の海外展開支援事業

#### 海外建設プロジェクトにおける現状と課題

#### 【厳しい自然状況等における施工】------

■わが国とは異なる技術基準や希有な工法による施工が必要なケースが多発。

#### 【途上国事業実施機関の技術力不足】

- 不具合事象等に対するわが国建設企業の提案が理解されにくい。特に大規模特殊工事については、工期の長期化や費用負担にかかる問題が深刻化する傾向。
- ■最適な対応方策を検討するにあたり、適切な学 識経験者・技術者等への個別相談が必要なこと から、決定までに多大な時間が必要。
- ■また、不具合事象発生時等における相手国との 調整は容易ではなく、事業の円滑な推進に対し て大きな支障となっている。
- ■これらにより、建設事故や工期延長等が発生した場合、日本の技術力への信頼が損なわれることが懸今

#### 海外建設プロジェクトの課題への対応

#### 「海外建設ホットライン」の活用(継続)

- ■企業からの相談をホットラインで受け付け、外 務省、JICA等との連携による相手国政府への 働きかけ、専門家紹介等のサポートを実施。
- ■相談事項を体系的に整理し、各課題への対応 に対するチェックリストや事例集を作成、配布。

#### 国内セミナーの開催 (新規)

- ■相手国政府の担当官を対象に、高度な施工 技術や施工管理マネジメントの理解に資するセミナーを開催。(例:長大橋施工における品質 管理、都市部における施工管理等)
- ■現場訪問により個別技術の理解を促進するとともに、発注者、受注者等関係者との意見交換により事業執行に関する理解を促進。
- ■対応のスピードアップ、問題の未然防止が促進され、海外建設プロジェクトの円滑化等に寄与。

# わが国建設業の一層の海外展開を促進

#### 3 我が国建設業の国際競争力の強化【拡充】

(国際建設市場室・国際建設推進室)

#### 予算額 55百万円

・日本の「底力」である<u>我が国建設業の国際競争力・成長力強化を推進</u>し、 グローバル経済における競争優位を獲得することを目指す。

#### <内 容>

- ・建設産業のグローバル化の動きへの対応を図り、海外で比較優位性のある 建設技術についての具体的な市場戦略の構築、「施工」を超えた新しいビジ ネスモデルの創造など、我が国建設業の国際展開戦略の具体化を推進する。
- ・我が国建設企業が積極的な海外展開を図るために戦力となる日本人幹部職員等の人材が不足している状況に鑑み、その計画的な育成を支援するため、 国際建設プロジェクトリーダー養成プログラムを構築する。

# 我が国建設業の国際競争力強化経費

我が国の国内建設投資は、ピーク時である平成4年度と比較して、約6割にまで減少している。このような中、海外建設市場では、アジア等において引き続きインフラ等への大きな需要が見込まれているところである。 このため、我が国建設業の積極的な海外展開促進を図り、もって我が国経済の成長に貢献する。

#### 国際展開戦略の具体化推進(新規)

- 〇これまで国内需要が中心であった我が国建設業について、 海外において比較優位性のある建設技術やノウハウの活 用により、その「底力」を発揮させる。
- ○建設産業のグローバル化の動きへの対応を図り、建設業 を国際競争力ある成長分野に育てていく。

#### 国際展開戦略の具体化推進

我が国建設業の戦略的な国際展開を促進するため、 有識者等からなる検討体制を構築しつつ、各建設企業、 建設業界、政府など建設業の国際展開に関わる主体 が取り組むべき具体的施策の検討を実施。

#### 検討するテーマの例

- ○我が国建設業が比較優位性を有する建設技術についての国別・技術別の市場戦略の構築
- ○「施工」を超えた新しいビジネスモデルの創造

# 国際建設プロジェクトリーダー 養成プログラムの構築(新規)

- ○海外建設プロジェクトの成否の鍵を握るのは、現場の統率を行う幹部職員の存在であるが、団塊世代の引退とともに、長い時間をかけて蓄積されてきた海外建設工事における知識・ノウハウ等が失われつつある。
- 〇我が国の建設企業における海外部門職員の養成は伝統的にOJTによるところが大きく、海外拠点の幹部職員としてふさわしい人材を戦略的に育成するシステムはほとんど構築されてこなかったのが現状である。

欧米のコンサル等と対等に交渉の行える人材育成が急務

#### プロジェクトリーダー養成プログラムの構築

海外部門の幹部職員に必要とされる契約実務、労務管理、施工管理マネジメント、対外交渉等の能力の向上を目的とする研修プログラムのモデルを作成し、各企業の計画的な人材育成に関する支援を実施。

#### O 建設企業海外受注プロジェクト対策経費【新規】

(国際建設市場室)

#### 予算額 14百万円

・ 邦人建設企業の海外建設プロジェクトについて、プロジェクトの収益性向 上やその円滑な実施を妨げる障害を除去するため、プロジェクト受注後の問 題解決に関する支援を行い、我が国建設企業の積極的な海外展開を図る。

#### <内 容>

・海外建設市場として有望な国・地域を対象に<u>プロジェクトの進捗を妨げる</u> <u>問題点の抽出や要因分析等に関する調査</u>を実施する。これにより、個別企業 では解決困難とされた問題については、今後の対応方策の検討や進出先国政 府との政策対話等を行う。

# 建設企業海外受注プロジェクト対策経費

#### 背景·必要性

邦人建設企業が海外でプロジェクトを受注しても、個々の企業で対処することが困難な事情により、 損失が生じるケースがあり、我が国建設企業の積極的な海外展開にとって支障となっている。

#### <具体的なプロジェクトに係る問題例>

- 契約で定められた紛争解決の仕組みに沿って 出された判断に発注者が従わない。
- ・ 度重なる計画変更により、当初コストの約2倍増 にまでなっているにもかかわらず、支払いの 増額要求がなかなか認められない。
- <海外受注実績と利益率の現状> 主要な建設会社の土木工事について海外での 売上比率の上昇とともに、その利益率が低下。



邦人建設企業が海外建設プロジェクトを受注するまでの支援は、進出先国の各種法制度の調査等を含め、これまでも実施してきたが、受注後の問題解決に関する支援策は講じられてこなかったのが現状。

#### 具体的取組み内容

海外建設事業における収益性向上やその円滑な実施を妨げる障害を除去するため、 邦人建設企業のプロジェクト受注後の問題解決を支援する方策の検討を実施

#### [海外建設プロジェクトを巡る問題点の抽出や要因分析に関する調査]

○ 海外建設市場として有望な国・地域を対象に、我が国建設企業が受注したプロジェクトについて、 プロジェクトの進捗を妨げるあらゆる問題点の抽出や要因分析に関する調査を実施

#### [調査に基づいた対応方策の検討]

- 対象国・地域の実情に詳しい専門家からなる委員会において、具体的な対応策の検討を実施
- 個別企業で解決困難とされた問題等については、進出先国政府との政策対話等を実施

#### い力・中小建設企業の海外進出支援事業【新規】

(国際建設市場室)

#### 予算額 18百万円

・海外建設市場において比較優位性のある技術・ノウハウを有する地方・中 小建設企業の海外展開を促進するため、積極的な支援を行う。

#### <内 容>

- ・海外事業経験の乏しい地方・中小建設企業に対し、海外事業で必要となる 事務所設立、営業活動、契約制度、クレーム処理、危機管理等の知識やノウ ハウについて、専門家のアドバイスを受けられる<u>海外展開支援アドバイザー</u> 制度を創設する。
- ・地方・中小建設企業が海外建設市場において<u>比較優位性を持つと考えられる各種技術・ノウハウの発掘・整理を行う。</u>

# 地方・中小建設企業の海外進出支援事業

海外進出への意欲と能力を有する地方・中小建設企業について、海外展開支援アドバイザー制度の創設など、海外建設市場への進出を積極的にサポートする。

#### 施策の背景

- 国内建設市場が縮小傾向にあるなか、地方・中小建設企業の新たな事業展開を進めていくことは、建設業の 健全な発展のみならず、地域経済にとっても非常に重要。
- 地方・中小の建設企業の中には、海外の建設現場で優位性を持つような建設技術を有しているものも存在しているため、海外建設市場へ積極的な進出を図っていくことが期待される。
- しかし、地方・中小の建設企業にとっては、海外での事業展開に関するノウハウがないため、現在の厳しい経済情勢の下で独力で新たな一歩を踏み出すことに躊躇する場合も多いと考えられる。

海外市場で比較優位性のある技術を有する地方・中小建設企業について 海外展開を促進するため、積極的な支援を実施

#### 施策の内容

#### ①海外展開支援アドバイザー制度の創設

海外事業のノウハウの乏しい地方・中小建設企業に対し、事務所の設立、営業活動、契約制度、クレーム処理、 危機管理など、海外事業で必要となる知識・ノウハウについて専門家のアドバイスを受けられる制度の創設

#### ②優位性を持つノウハウの発掘・整理

地方・中小建設企業が海外建設市場において比較優位性を持つと考えられる各種ノウハウの発掘・整理

# (5)物流の効率化

○ 多様な関係者の連携による物流効率化推進事業【継続】

(政策統括官物流政策室)

#### 予算額 108百万円

・物流事業者、荷主企業、関係自治体等、物流に係る多様な関係者の連携による輸配送の共同化、モーダルシフトの推進等、物流の効率化を図る取組を支援する<u>「物流連携効率化推進事業」</u>について、平成21年度策定する計画に定められた事業の着実な実施等を図る。

#### <内 容>

・都市の商店街や物流拠点周辺など物流がふくそうした地域等において、物流事業者や荷主企業、関係自治体等、物流に係る多様な関係者で構成された協議会が実施する輸配送の共同化、物流施設の混雑状況に関する情報提供、環境負荷の小さい船舶や鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトの推進等を支援し、効率的で環境にやさしい物流の実現を図る。



# 2. 安全・安心で豊かな社会づくり

# (1) 生活者の視点に立った安心施策の展開

○ 賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費【新規】

(不動産業課)

#### 予算額 54百万円

・国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての有効活用、維持・向上のために、<u>不動産を適正に維持管理する管理業務の重要性</u>が高まっている。また、消費者から信頼される<u>安全安心な不動産市場の形成</u>を図る必要がある。これらの諸課題に対応するため、<u>賃貸住宅管理業の登録制度の構築や円滑な運用等</u>に向けて必要な事業を行う。

#### <内 容>

- ・<u>賃貸住宅管理業の登録制度に対応したシステム開発</u> 賃貸住宅管理業の業務の明確化及び適正な業務の実施の担保のために、 賃貸住宅管理業の登録制度を導入するためのシステム開発に要する経費。
- ・ 新制度の周知・普及

賃貸住宅管理業の登録制度導入及び迅速・簡易な苦情処理の促進等の周知・普及に要する経費。

# 賃貸不動産管理業等に係る新規制度導入経費

- 1. 賃貸住宅管理業の登録制度導入
- 事業者の不適切な行為を排除するための登録制度
- 事業者の業務の適正化のためのルールの確立

など、賃貸住宅管理業の適正化を推進する。



登録制度に対応したシステム開発に要する経費

#### 2. 迅速・簡易な苦情処理の促進

○ 不動産分野における簡易、迅速、円滑な苦情処理、紛争解決方策として、**事業者等による 自主的な取組**を促進する。 新制度の周知・普及に要する経費

# 〇 バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 【継続】 (安心生活政策課)

#### 予算額 51百万円

・高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会を実現するため、建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法:平成18年12月施行)の着実な施行のための施策を推進するとともに、新たな施策の展開を図る。

#### <内 容>

・バリアフリー新法の普及促進や新たな施策展開を図るための施策として、 バリアフリー基準の見直し等による制度の段階的・継続的な発展(スパイ ラルアップ)を図るほか、市町村による基本構想の作成の促進、「心のバリ アフリー」社会の実現のための施策の実施等、一層のバリアフリー化の推 進を図る。

# バリアフリー新法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進

#### 1. 施設設置管理者の講ずべき措置

施設の新設等に際し、バリアフリー基準への適合を義務づけ。また、関係者とともに検討を加え、制度の段階的・継続的な発展を図る(スパイラルアップ)。

#### 【スパイラルアップのための施策】

- ○バリアフリー化基準適合義務に関 する調査・検討
- ○視覚・聴覚障害者の安全性・利便 性に関する調査研究
- ○障害者駐車場の適正利用の促進
- 〇バリアフリーネットワーク会議

#### 2. 基本構想制度の充実

市町村は、区域内の重点整備地区について、バリアフリーに係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する「基本構想」を作成する。

#### 【基本構想作成促進施策】

○基本構想作成促進セミナーの開催 ○市町村へのバリアフリープロモー ターの派遣

#### 3. 心のバリアフリー社会の実現

ハード面での整備と併せて、国民一人ひとりが、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力していく「心のバリアフリー」を推進する。

#### 【心のバリアフリーの促進】

○バリアフリー教室の開催○地域におけるバリアフリーリー ダーの育成

# ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー社会の実現

# (2) 安全・安心な地域づくり

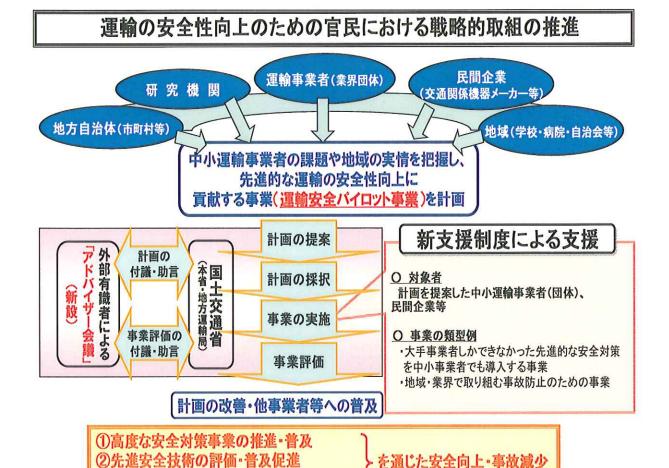
○ 運輸の安全性向上のための官民における戦略的取組の推進【新規】 (大臣官房運輸安全監理官)

# 予算額 31百万円

・<u>中小運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト(運輸安全パイロット事業)を国が支援する</u>ことにより、法規制等に求められている水準を超える安全対策事業の推進や先進安全技術の普及促進を図る。

#### <内 容>

- ・運輸事業者等が自主的に取り組む先進的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト(運輸安全パイロット事業)を支援する。
- ・外部有識者による「アドバイザー会議」を開催し、運輸安全政策に関する 基本方針(中期計画)の策定等の検討を行う。



③地域における運輸安全対策の推進等

#### ○ 運輸安全マネジメント制度の充実・強化【継続】

(大臣官房運輸安全監理官)

#### 予算額 31百万円

・国民の日常生活を支え、ひとたび事故等が起きれば大きな被害となる公共 交通等の一層の安全を確保するため、<u>運輸事業者による社内一丸となった</u> 安全管理体制の構築・改善を図る運輸安全マネジメント制度を充実・強化 する。

#### <内 容>

- ・運輸事業者の安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を 評価・助言する<u>運輸安全マネジメント制度を強力に推進</u>するとともに、よ り実効的な評価を行うための職員の力量の向上等を図る。
- ・また、運輸安全委員会の設置や運輸安全マネジメント制度の本格化による 知見の集積を踏まえ、<u>運輸事業者が事故防止に取り組むための環境の整備</u> を図る。

# 運輸安全マネジメント制度の充実・強化

#### 経緯

平成17年に入ってヒューマンエラーが原因と見られる事故等が多発(JR西日本福知山線脱線事故等)

(自動車)

海運

航空

>経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築が必要

>事業者の自立的・積極的な取組を、国が定期的・継続的にきめ細かく確認・評価することが必要

>運輸安全一括法の制定(平成18年3月31日公布)>官房新組織設立(平成18年度~)

平成18年10月1日~ 運輸安全マネジメント制度の導入

#### 〇 運輸安全マネジメント評価実施状況

	鉄道	自動車	海運	航空	計
対象事業者数 (H21.3末)	780	327	4, 027	23	5, 157
評価済み 事業者数 (H21.8末)	341	289	842	23	1, 495

#### 〇 運輸安全マネジメント制度の成果

全体的に見て、経営トップのリーダーシップの下、 会社全体が一丸となった安全管理体制については、 その基本的な枠組みが概ね構築されている。 また、評価を受けた事業者に対するアンケートにおいて、

①9割以上の事業者が、運輸安全マネジメント制度が自社の安全確保のために有効である。

②9割以上の事業者が、制度導入後、自社の輸送の 安全に係る取組について、変化、改善又は充実 した点がある、

との回答を得ているところ。

# 3. 地球環境時代に対応したくらしづくり

# (1)温暖化対策や健全な国土に向けた取組

〇 生物多様性条約第10回締約国会議に係る関連経費【新規】

(環境政策課)

#### 予算額 203百万円

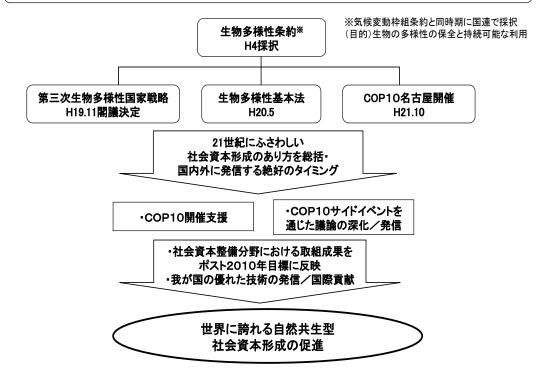
- ・国連「国際生物多様性年」である平成22年10月に、<u>生物多様性条約第10回</u> 締約国会議 (COP10) が愛知県名古屋市で開催される。
- ・自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を構築するため、 COP10開催に積極的に貢献する。

#### <内 容>

- ・生物多様性条約に関係する各省、地元自治体等と連携して、<u>COP10</u>の開催 を支援する。
- ・社会資本整備における生物多様性の保全施策に関し、<u>多様な主体と議論し</u>、 情報を提供する場を設け、共通認識を構築し、情報を発信する。

# 生物多様性条約第10回締約国会議に係る関連経費

〇生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)名古屋開催において、関係省庁として会議開催 を支援するとともに、社会資本整備における生物多様性保全施策に関する我が国の優れた技術 を発信し、国際貢献する。



# 公共空間を活用したグリーンエネルギー創出促進検討調査経費【新規】 (事業総括調整官)

#### 予算額 3百万円

・太陽光発電、風力発電等のグリーンエネルギーを創出しようとする民間事業者等が発電設備等を国が管理する公共空間に設置しやすくするために、民間事業者等による公共空間への発電設備等の設置に係る手順を明らかにしたガイドラインを作成し、公共空間を活用した民間事業者等によるグリーンエネルギー創出促進体制を構築する。

#### <内 容>

- ・グリーンエネルギー創出に関する最新動向について情報収集する。その上で、公共空間におけるグリーンエネルギー創出関連設備の設置にあたっての 技術的課題について、整理・検討を行う。
- ○国が管理する公共空間において、民間事業者等による太陽光発電、風力発電等のグリーンエネルギー 創出を促進するため、ガイドラインの作成に向けた公物管理上の技術的課題等の検討を行う。
- (1)目的•必要性
- 〇「公共事業において、新エネルギー利用等に係る関連機器の率先的かつ計画的な導入拡大に努める」(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく基本方針における政府の講ずべき措置)

#### (2)検討内容・成果

〇太陽光パネル等の効率的設置と、公物管理の安全性(耐荷重・点検上の死角除去)を両立させる設置ルールが必要。特に、 土構造等の公共用地に対して太陽光パネル等の重量物を設置する際には、地盤の安定計算が不可欠。また、太陽光パネル等 設置箇所への立入りに係る問題点(設置物・立入り者相互の安全性等)についても整理が必要。



公共用地における民間事業者の太陽光パネル等設置に関するルール、公物管理上の技術的課題等について、 太陽光パネルメーカー等の専門的見地を踏まえながら整理・検討し(H22)、ガイドライン化(H23)

#### (3)効果

〇公共空間における太陽光パネル等の設置にあたり、<u>国(公物管理者)、グリーンエネルギー創出事業者、電力会社等の関係者間の調整が円滑化</u>し、低炭素社会実現等に寄与するとともに、太陽光発電等、成長分野における民間投資の促進に寄与

# (2)環境を優先した選択の支援・促進

O 建設分野におけるリサイクルの推進【新規】

(建設業課・事業総括調整官)

#### 予算額 9百万円

・建設分野におけるリサイクルの更なる推進を通じて省資源型の循環型社会の実現を図ることを目的に、建設リサイクル法の規定に基づきとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」において 指摘されている課題に対応するための必要な検討調査を実施する。

#### <内 容>

- ①高度成長期に建築された大量の建築物が更新時期を迎え、その解体に伴い <u>廃石膏ボードが大量に排出される</u>ことが見込まれている。このため、<u>廃石</u> <u>膏ボードの再資源化(リサイクル)促進</u>を見据え、分別解体の方法を明確 にするための調査検討を行い、分別解体のマニュアルを作成する。
- ②不法投棄など建設廃棄物の不適正処理の防止を図ることを目的に、建設リサイクル法において解体工事等の事前届出・通知を義務付けている。この届出・通知率が高い水準ではないとの指摘があることから、現状を把握した上で、行政庁における現場パトロールの効率化や助言・勧告のあり方等の事前届出・通知率の向上策の検討を行い、その実施方針をとりまとめる。

#### 「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」(H20.12.25) 抜粋

#### 建設リサイクル制度の主な課題

- (1)建設廃棄物の再資源化の促進
- 〇分別解体等の取組が十分でないこと
- 〇施工方法が不明確なケースがあること
- 〇再資源化等状況の把握が十分でないこと
- 〇廃石膏ボードの再資源化の取組の遅れ 等
- (2)建設廃棄物適正処理の徹底等
- ○依然として不法投棄等が多いこと
- 〇状況把握が十分でないこと 等
- (3)関係者の意識向上等と 循環型社会形成の促進
- ○情報交換が十分でないこと
- ○国民の理解・意識が高くないこと
- 〇再生資材の取組が十分でないこと 等

#### ▼必要な措置を講ずるべきもの

- ○事前届出・通知の内容の充実及び効率化
- ○石膏ボードの現場分別解体の徹底

쏰

- ▼特に優先的に調査検討を行うべきもの
- 〇事前届出・通知率の向上策
- 〇事前届出における手続及び審査の効率化の 検討
- 〇石膏ボードの再資源化促進に向けた取組

等

# 〇 建設機械施工における低炭素化技術の普及促進【新規】

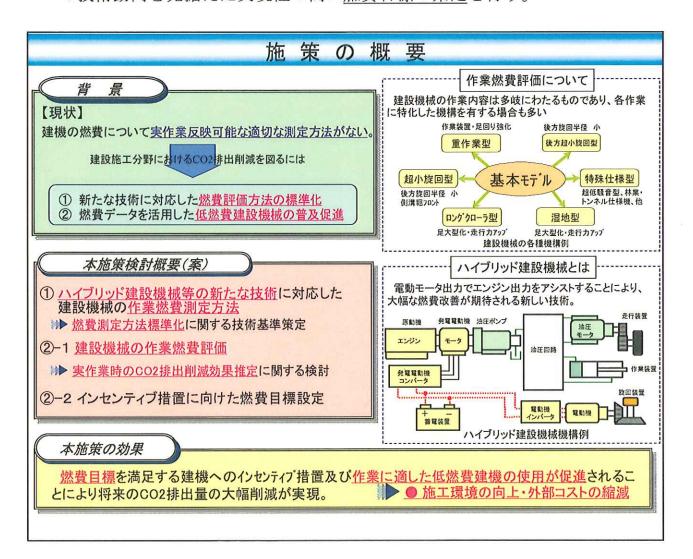
(建設施工企画課)

# 予算額 18百万円

・我が国の温室効果ガス排出量の確実な削減を図るため、今後 CO2 排出量の 低減に資する技術として有望であると考えられる<u>ハイブリッド建設機械等の</u> 新しい技術について適切な評価を行い、真に CO2 排出量低減を実現した建 設機械の普及を図る。

#### <内 容>

・地球温暖化対策の確実な推進のため、<u>実作業時の CO2 排出削減効果について正しく推定が可能であり、かつ、ハイブリッド建設機械等の新たな技術についても適切な評価</u>が可能な<u>燃費測定方法の標準化</u>に係る技術的検討を行う。また標準化された測定方法による建設機械の燃費測定を活用して、将来の技術動向を見据えた実現性の高い燃費目標の策定を行う。



# (3) 地球環境時代の技術開発・国際貢献

〇 アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な 推進強化【新規】 (国際企画室・国際業務室)

#### 予算額 60百万円

・地球環境問題の深刻化に対応し、特に<u>途上国の交通分野における気候変動・大気汚染対策を更に促進するため、各国の計画的取組に対し策定から実施に向けた支援を実施</u>する。

#### <内 容>

- ・「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」(MEET)の 枠組みを活用して、更なる国際連携・協力を強化していくため、<u>先進国・</u> 途上国の交通政策担当者、国際機関・NPO等の専門家等で構成する「交通 政策責任者会合」を日本で開催し、協調的な途上国支援を推進する。
- ・ASEAN 諸国を中心とするアジア各国の交通環境対策を強化するため、 ASEAN 各国における行動計画の策定支援、自動車排出ガス対策のための効果測定・制度整備等を各国等と連携して推進する。

# アジア諸国を中心とした交通分野における気候変動対策の国際的な推進強化

■ 途上国における気候変動・大気汚染対策を更に促進するため、各国行動計画の策定から実施に向けた支援を実施し、途上国の政策立案・実施能力を総合的に向上

#### MEET枠組みを活用した途上国支援

- ●「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣 会合」(MEET)の枠組みを活用
- ◆ 2010年に第2回MEET大臣会合(イタリア)・交通政策責任者会合(日本)を開催
- ➡ 先進国・途上国の交通政策担当者、国際機関・NPO等の専門家等で、途上国支援に向けたネットワークを形成
- ➡ 知見を共有、キャパビル等の支援を協調して実施

#### アジアにおける交通環境対策支援

- 2009年12月の第7回日ASEAN交通大臣会合において 「日ASEAN環境行動計画」を承認
- ◆ 環境基盤整備・普及支援(行動計画策定支援、交通情報プラットフォーム事業による交通統計データ整備支援等)
- ◆ 自動車環境基準策定の促進(自動車排出ガス対策のための効果測定・制度整備、環境基準の国際調和促進)

#### MEET枠組みの活用

第2回大臣会合 (伊:2010.春)

高級事務レベル会合 (日:2009.6)

> 第1回大臣会合 (日:2009.1)

交通政策担当者・専門家 等のネットワーク形成 →協調的な途上国支援



交通政策責任者会合(日:2010)

# 戦略的な行動計画策定

具体的な取り組みの促進

各国が自ら持続的に環境対策を実施できる体制を構築

#### 交通分野における日ASEAN環境行動計画(2009.12)

- ・アジアの交通分野におけるCO2排出量が今後25年間で 3倍に増加
- ・途上国によるCO2の削減なくして地球規模での削減目標達成は困難